

農地法による許可申請受付〆切は毎月10日です

第40号

昭和53年創刊号から通算第125号

農政

ちちぶ

令和2年8月31日発行
秩父市農業委員会
秩父市熊木町8番15号
電話 0494(25)5231
責任者 条 東 男



7月20日(月) 委員改選に伴う臨時総会の様子

主な内容

- ・新しい農業委員会を紹介します…………… 2～3
- ・委員担当区域一覧…………… 4
- ・農業委員会、農政課からのお知らせ…………… 5
- ・農を詠む、知々夫の夜ばなし…………… 6

新しい農業委員会を紹介します

農業委員会法改正後、2回目の農業委員、農地利用最適化推進委員の改選となりました。秩父市における定数は、農業委員は13名、農地利用最適化推進委員は14名で、任期は令和2年7月20日から3年間となります。

農業委員、農地利用最適化推進委員は地域農業者の代表で、農地等に関する問題のよき相談相手です。お気軽にご相談ください。

秩父市農業委員会

会長 条 東男(上影森)



令和2年7月、任期満了の改選により、秩父市長より13名の農業委員が任命されました。

7月20日には臨時総会が招集され、会長に再任指名いただきました。

私事、非才微力ではありませんが、皆様のご支援ご協力を賜り、秩父市農政の発展に寄与いたします。

その後、「農地利用最適化推進委員」14名が委嘱され、新体制にて委員活動を開始いたしました。

今年度は、新型コロナウイルスの感染拡大が想像を絶する状況にあっており、秩父市の農業委員会においても、3密にならないよう定例総会を開催してまいります。

今後は、行政・各農業団体とも連携をし、「農業委員と農地利用最適化推進委員」が一丸となり、農政発展に尽力してまいります。

会長職務代理者

横田 友(栃谷)



この度会長職務代理に就任しました。女性ならではの角度から物事を捉え、それが社会に反映されるよう、農業者にとって身近な存在の委員として努めてまいります。宜しくお願い申し上げます。

会長職務代理者

長谷川 満(荒川上田野)



この度会長職務代理に推挙されました。重責に身の引き締まる気持ちです。

秩父市の農業は典型的な中山間地農業です。高齢化、獣害、また年々深まる気候変動で農業生産が厳しくなっています。しかしながら、昨今の不確実性の時代に食料の安定供給は必然的に求められます。農地の有効利用や保全に皆さんと一緒に注力します。

農業委員全13名内訳

・認定農業者 うち7名

笠原 倍吉

黒沢 昌治

豊田 恵男

長島 秀明

新田 恭一

彦久保 利平

横田 友

・中立委員 うち1名

設楽 治男

農業委員の主な仕事

農業委員会の会議に出席し、農地法や他の法令に基づき、農地の転用・権利移動にかかる許可等に関して、審議を行います。

農地利用最適化推進委員の主な仕事

農業委員と連携して、担当する区域において、農地等の利用の最適化を推進するための活動を行います。主に、農地利用状況調査を担当します。

農業委員（13名） ※会長、会長代理の3名を含む。



黒沢 昌治
(太田)



上井 克彦
(下吉田)



加藤 勝市
(永田町)



笠原 倍吉
(荒川上田野)



青野 孝司
(大野原)



彦久保 利平
(下吉田)



新田 恭一
(山田)



長島 秀明
(黒谷)



豊田 恵男
(蒔田)



設楽 治男
(太田)



木村 雄一
(荒川白久)



木村 初枝
(吉田久長)



大久保 勝
(蒔田)



新舟 文男
(吉田石間)



新井 明弘
(下吉田)

農地利用最適化推進委員（14名）



田口 俊夫
(黒谷)



高田 忠一
(上吉田)



齊藤 稔
(太田)



小久保 健司
(定峰)



倉林 幸男
(寺尾)



吉川 稔
(柳田町)



松澤 眞一
(阿保町)



富田 典孝
(太田)



千島 初夫
(大滝)

※括弧内は各委員の居住区域になります。それぞれの担当区域につきましては、次ページに一覧表を掲載しています。

※並びは五十音順です。

地区担当者一覧

農業委員

区域の名称	区域の範囲	担当農業委員
区分けなし	全委員で秩父市内全域を担当します。	委員13名

農地利用最適化推進委員

区域の名称	区域の範囲	担当推進委員
第1区域	日野田町一丁目、日野田町二丁目、野坂町一丁目、野坂町二丁目、熊木町、上町一丁目、上町二丁目、上町三丁目、中町、本町、宮側町、番場町、上野町、東町、道生町、中村町一丁目、中村町二丁目、中村町三丁目、中村町四丁目、近戸町、桜木町、金室町、永田町、柳田町、阿保町、大畑町、滝の上町、上宮地町、中宮地町、下宮地町、相生町、別所、久那、上影森、下影森、浦山、大宮、和泉町	吉川 稔
		松澤 眞一
第2区域	寺尾、蒔田、田村	倉林 幸男
		大久保 勝
第3区域	大野原、黒谷、山田、栃谷、定峰	田口 俊夫
		小久保 健司
第4区域	太田、伊古田、品沢、堀切、小柱、みどりが丘	齊藤 稔
		富田 典孝
第5区域	下吉田、吉田久長、吉田阿熊、上吉田、吉田石間、吉田太田部	新井 明弘
		木村 初枝
		高田 忠一
		新舟 文男
第6区域	大滝、中津川、三峰、荒川小野原、荒川上田野、荒川久那、荒川白久、荒川贅川、荒川日野	千島 初夫
		木村 雄一

ご協力
ありがとうございました

改選にあたり、ご勇退されました方々の、これまでのご尽力に感謝申し上げます。

新井初男さん
石橋総一郎さん
黒澤元国さん
高野忠財さん
高橋信之さん
富田和雄さん
豊田辰夫さん
浅見健さん
新井一郎さん
大島正一さん
笠原広久さん
小林弘さん
齋藤武志さん
高岸義雄さん
番場誠二さん
引間勲さん

農業委員会からのお知らせ

本年度も農地パトロール（農地利用状況調査）を実施します。

農業委員会では、年1回、市内すべての農地の調査を行うことが農地法で定められています。調査は、現地を巡回して利用状況を把握するもので、農地の有効利用を図ることと目的としています。調査の結果、不耕作地等が見られた場合には、土地所有者（耕作者）に対し、農地利用意向調査として、今後、その農地をどのように利用していくのか（自分で耕作するのがあるか等）を確認するための通知をお送りします。

農地利用状況調査実施予定時期
令和2年9月～11月



農地改良には申請が必要です！

農業の効率化を図るため、農地に土を盛る（農地改良をおこなう）際には、搬入する土量等に関係なく農業委員会への申請が必要です。

工事期間が1ヶ月以内であり、かつ面積が1,000㎡未満である場合は届出、それを超える場合は農地転用の一時転用で、後者は県の許可となります。

届出、許可ともに、申請は地権者（土地所有者）、事業者（土を搬入する業者等）の連名での申請です。申請書だけでなく、計画図や作付計画書等の書類も提出していただくこととなりますので、農地改良を計画されている方は、農業委員会事務局または各総合支所地域振興課まで、ご相談ください。

問い合わせ先

農業委員会事務局

☎(25) 5231

吉田総合支所地域振興課

☎(72) 6083

大滝総合支所地域振興課

☎(55) 0862

荒川総合支所地域振興課

☎(54) 2114

農政課からのお知らせ

新型コロナウイルス感染症対策関連事業（国庫補助事業）

国（農林水産省）は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている農業者の皆様に、各種支援を実施しています。

支援策には、応募条件があることや、後日達成状況を確認するなどの制約がありますので、申請をお考えの方はご注意ください。

なお、各支援策の詳細は農林水産省ホームページでご確認ください。

〈主なもの〉

◇経営継続補助金

新型コロナウイルス感染症の影響を克服するために、感染拡大防止対策を行うつつ、販路回復・開拓や事業継続・転換のための機械・設備の導入や人手不足解消の取組を総合的に支援することで農林漁業者の経営の継続を図ります。

※今般のような感染症流行による消費減退や自然災害による収穫不能などのリスクにも対応する収入保険の加入を国は推進しています。ご興味がある方はNOSA I埼玉へお問い合わせください。

農業者向けメール配信サービスの構築します！

市では、大雨や降雪などの自然災害情報や、国等の助成事業などの情報を農業者の皆様に、迅速かつ正確に伝達することを目的に、メール配信サービスの構築を目指しています。

そこで、皆様のメールアドレスを登録させていただきたいと思えます。

手続きは、QRコードをスマートフォンでのQRコードアプリで撮影し、メールソフトが起動しますので、そのままメールを送信してください。後ほどこちらから連絡します。

スマートフォンをお持ちでない方（ガラケーの方）、パソコンでの受信を希望される方は、nogyo@city.chichibu.lg.jpに空メールをお送りください。

ご不明な点がありましたら、

市農政課まで、

連絡ください。



▲QRコード

問い合わせ先

農政課 ☎(25) 5210

農と誄

関口 良子 註

朝桑のどさと着きたる飼屋口

(上野町) 関口 良子

武甲山映る棚田に掻き込める

(熊木町) 前原元一郎

気がつけば蛭が吸ひ付き昼餉どき

(高 篠) 強谷 幸雄

水張りし棚田に来てる通し鴨

(高 篠) 村田 軍司

田植終へ見廻はる鷺の忍び足

(小 柱) 設楽 喜麻

梅を挽ぐ雨意の兆しに急かされつ

(荒 川) 逸見 壽江

十薬の薫りを纏ひ野良仕事

(高 篠) 武藤 圭子

武甲嶺に真向き棚田の代を掻く

(上野町) 小林 敏子

さつま苗挿したる夜半の雨の音

(吉 田) 新井庄太郎

丁寧に畦草刈つて田拵へ

(詩 田) 豊田 玉女

知々夫の夜ばなし

『氏名・姓名・苗字』

荒川歴史懇話会 新井 充

氏名・姓名・苗字

氏名と姓名は、天皇が与えた公的な呼称で、平安初期以降は、氏名Ⅱ姓名になったと考えられている。一般に「の」を付けて呼ばれる「源・平・藤・橘・大伴・小野・菅原」等の氏族名を指す。

苗字(名字)は、平安中期以降に公家や武士が居住地や領地名を名乗ったもので、家名である。

現在では、苗字を法律上は氏と言い、一般には姓とも言う。

庶民は苗字を持っていたか

百姓の中には、室町時代に既に苗字を名乗っていた者も居り、江戸時代には殆どが先祖伝来の苗字を持っていた。石碑や寺社の奉加帳・寄進帳等には苗字が散見される。但し、公には名乗ることができなかつた。

明治新政府の太政官官吏であった文政七年生まれの木下真弘は、江戸時代の庶民について「大抵苗字あらざるものなし。而して之を其家に在録して、公に之を称するを得ず。」(『維新旧幕比較論』)と記している。

苗字の類型

(1) 地形(山・森・林・川・沢・谷・原・岡・野・坂・田・畑・島・浜・池・沼・泉等)に、大中小や方位等を付したのもの。

(2) 地名由来のもの

(3) 氏姓に因むもの(加藤・斎藤・久米・長谷川・高橋等)

(4) 熊野信仰に因むもの(鈴木)

(5) 建築物に因む(寺・宮・倉等)

(6) その他

明治御一新

新政府にとつて、徴税や徴兵の為に、国民一人一人を識別・管理する戸籍の編成は急務であり、そのために、苗字の公称を許可することは必要不可欠であつた。

太政官布告

明治三年 平民苗字公称許可令

明治六年 徴兵令

明治八年 平民苗字必称義務令

明治新姓

平民苗字必称義務令には、「自今苗字相唱べく尤も祖先以来の苗字不明の向は新たに苗字を設くべし」とある。大多数の国民は、先祖伝来の苗字をそのまま届け出たものと思われ、苗字不明の者はごく少数であつたのではないか。中には、先祖伝来の苗字を改めて新たに苗字を創姓する家もあつた。

農業者年金で安心・豊かな老後を
農業者の老後は
国民年金だけでは不安です

◎農業に従事する方の
老後の安心に役立ちます。

国民年金 + 農業者年金

◎こんな方が加入できます。

① 国民年金第1号被保険者

② 年間60日以上農業に従事

③ 20歳以上60歳未満の方

◎積立方式だから自分が掛けた年額は年金として生涯もらえます。

◎保険料は月々2万円から。

◎金額はいつでも変更できます。

◎支払った保険料は全額社会保険料控除となり、所得税や住民税等の節税になります。

◎政策支援(保険料の国庫補助)が受けられます。

※お申し込みはお近くのJAまで

編集後記

「農地の利用の最適化」が農業委員会のおこなうべき必須業務と位置づけられてから二度目の改選となりました。

引き続き遊休農地の解消に取り組んでまいりますので、よろしくお願ひします。

秩父市農業委員会広報部会